

『論語』泰伯篇「民可使由之、不可使知之」章の 近代日本における解釈と引用とについて

杉山 一也 (岐阜協立大学経済学部)

キーワード：論語，不可使知之，知らしむべからず，愚民解釈，近代日本

1. はじめに

『論語』泰伯篇に以下のような章がある。

子曰、民可使由之。不可使知之。

子曰く、民は之に由らしむ可し。之を知らしむ可からず。 (『論語』泰伯篇)

金谷治訳『論語』では、次のように訳している。

先生がいわれた、「人民は従わせることはできるが、その理由を知らせることはむづかしい。」¹

金谷訳では「可」字を「可能 (することができる)」の意味で解釈しているが、この章には別の解釈が存在する。吉川幸次郎訳『論語』では、その別の解釈を以下のように紹介している。

人民というものは、政府の施政方針に、従わせるだけでよしい。何ゆえにそうした施政方針をとるか、その理由を説明する必要はない、と普通に解されており、儒家の政治思想の封建性を示すとされる条である。²

この別解は、「可」字を「当然 (～すべきである)・適当 (～するのがよい)」の意味で解釈している。所謂「愚民(政策)」解釈である。筆者は中国におけるこの章の解釈とその引用とについて、前稿において以下のように論じた³。

まず『論語』のこの章についての代表的な解釈を紹介した後、それらを丁四新の分類に従って以下の三類に分けた⁴。すなわち、①「不可能」解釈 (民は従わせることはできるがその理由を理解させることはできない、あるいは難しい)、②「民愚」解釈 (民は愚かで理解するのは難しいため、本当は知らせたいのであるが、知らせないことがある)、③「愚民」解釈 (意図的に民を愚昧にし、統治者に従わせるべきだ) である。

次に諸注釈を分析した。何晏・皇侃・邢昺・朱子らは主に「不可能」あるいは「民愚」解釈の立場を採っている。たとえば、程頤の説を引用した朱子は「聖人は民にすべてを知らせようとしたがそれは不可能である」と説明しており、故意に民を愚昧にしようとする立場を否定している。また、しばしば「愚民」解釈

とみなされる鄭玄の注釈も、支配のために民を意図的に無知化すべしとするものではないことから、上述の分類に従い「民愚」解釈とみなすべきであると述べた。

ただし近現代においては、特に1950～1970年代における政治的文脈で「愚民」解釈が流行し、孔子や儒教批判を背景としてこの句が「愚民」解釈で注釈されることがあった。

さらに、清朝までの各時代におけるこの句の引用例を検討した。『後漢書』方術伝や張敏伝、『魏書』李冲伝・高閏伝、『宋会要輯稿』などの歴史書、および『弘明集』『鼻奈耶序』などの仏教文献において、この句が引用されている文脈を精査し、いずれも「不可能」解釈ないしは「民愚」解釈で使われていることを明らかにした。たとえば方術伝や仏教書などでは「知るべからず」という句は「深遠で理解しがたいもの」の喩えとして用いられていた。また史書において、李冲や高閏らは政策運用上の配慮（施行時期や民意への配慮）を説明する際にこの句を引用しており、それらは民を欺いて従わせることを正当化する趣旨ではなかった。

このように、中国における従来の注釈や引用は「不可能」または「民愚」解釈が大多数であり、意図的な愚民化を説くものは稀であったことを確認した。最後に、この章が現代において「愚民」解釈で注目される背景として、近代以降の新思想が過去の政治や文化を非難する際に、この句が都合良く利用しやすいという点があるのではないかと述べた。

2. 明治期の『論語』解釈と引用

それでは、日本においてこの章はどのように解釈・引用されてきたのだろうか。日本における『論語』の受容史については、すでに多くの研究がある⁵。本稿では、明治時代における受容を対象としたい。それは、明治時代の『論語』解釈・引用について考える時、自由民権運動の時代にそぐわない可能性があるこの章は、いったいどのように解釈されているのだろうかという疑問を持ったからである。むろん『論語』の注釈書としては、孔子の思想に対して批判的な注釈はしにくいだろうから、この章についても「愚民(政策)」解釈ではなく、「不可能」解釈をする注釈書が多いことは予想できる。

そこで、国立国会図書館のデジタルコレクションで明治期の『論語』注釈書を検索してみた。やはりその多くが「不可能」解釈（あるいは「民愚」解釈）であった⁶。一例を挙げると、たとえば以下の注釈書がそうである。

○林泰輔講述『論語講義』（早稲田大學出版部 18??年）

上に在りて人民を治むる者、禮法を定め制度を建て之に由りて行はしむべし。されどもその禮法を定め制度を建てたる理由を悉く知らしむること能はざるは、勢の然らしむる所にして、誠に已むを得ざることなり。漢文にて不可を不能の意に用ふるは、普通の事にして、國語の如く禁止の意味に用ふることは、極めて僅少なる場合に限り。然るに世人或はこの章を誤解して、民を愚にするの政策を述べたるものとなすは、文義を知らざるの説といふべし。（p. 106）

林泰輔（1854-1922）は明治・大正時代の漢学者であり、『周公とその時代』などで知られる。その『論語講義』は無刊記のため正確な出版年は未詳であるが、ここでは明確に「不可能」解釈を採り、さらに「愚民」解釈を批判している⁷。

この例のように日本の『論語』注釈書において、別解として「当然・適当」解釈を紹介した上でそれを批判することが実に多い。それでは、その批判対象である「当然・適当」解釈すなわち「愚民(政策)」解釈

は、誰がどこで主張しているのか。

たとえば、以下のような「愚民」解釈をする注釈書も明治期に出版されている。

○中村徳五郎校註『論語新註』（石塚松雲堂 1909 年）

至聖の天下を治むるや、萬民を教化善導し、典禮政刑皆其の至仁高德より發す、故に民之を遵奉すれば則ち可なり、敢て之を知て議せしむるの要なし。後世之を議せしむるに至る、故に朝令暮改、百弊湧出し、却て至聖の心を失ふ。(p. 82)

中村徳五郎 (1873?-1940) は、明治期から昭和期にかけての地方史研究者で、『島津斉彬公伝』や『宮崎県史』などの著書がある。この『論語新註』では、天下を治めるのには民に知らせて議論させる必要はない、としている。議論させたために、かえって弊害が生じて聖人の心を失ったと言っていることから、「愚民」解釈であると判断できる。

しかし、『論語』の注釈書としてこのように「愚民」解釈の立場を取る著作は、中国のみならず日本においてもやはり少数である。それでは、多くの注釈書が採りあげてさかんに批判する愚民解釈にはいったいどのようなものがあるのだろうか。それを知るために、次に『論語』のこの句自体を検索してみた。

検索方法は以下の通りである。国立国会図書館のデジタルコレクションのうち、明治時代に出版された書籍の中から「(知/し)らしむ(可/べ)からず」を全文検索し、その前後に「(因/よ)らしむ(可/べ)し」などの句がある用例を探した。そして、それがどのような文脈で使われているのかを解読した⁸。その結果、この句が使用されているのは『論語』の注釈書よりも、さまざまな文献の中で引用されている例が大多数であることが分かった。以下に紹介するのはその引用例である。

まず、清朝の政治体制について、愚民解釈として以下のように批判的に引用されている。

○神田正雄『西清事情』（農事雑報社 1905 年）

此等廣大なる領域と豊沃なる土地と多數の民衆とを有する大邦國も、政府は統治の易きを希ふの外一
の設爲なく、民は知らしむべからず據らしむべしとの政治を金科玉條と思做し、民智の開進は其國平
和を擾亂するの泉源となし、蒼生を導て文明の化に浴するの道を杜塞するに務め、住民は頑迷固陋、
強に屈し弱に驕るの風其俗をなし、自尊自大容易に他と融和せず、(p. 2)

○東洋雄辯會編『東洋雄辯會演説集 卷の一』（廣文堂 1902 年）

抑支那が今日の如く^マ微落したる原因は四億萬の人民が^マ麻痺したるに依る、寄らしむべし知らしむべか
らずで人民を愚にしたる^マか國運衰頽を招きし大原因である、(pp. 78-79)

あるいは、ロシアの国民教育について、愚民解釈で批判的に使用されている。

○佐佐木高行『佐佐木伯爵時局談 正編』（國學院 1904 年再版）

段々露西亞などの話を聞いて見ますと、所謂「由らしむべし、知らしむべからず。」といふ政策である
さうでありまして、軍隊一般の兵卒の智識といふものが至つて低い。(中略)一體露國の教育は、上流
の人を養成する道は、やゝ完備して居りますが、一般國民を養成して行く道、即ち國民教育は行渡つ
て居らない様に思はれます。(p. 12)

○法蔵館編『軍國布教資料（戦時教材第三編）』（法蔵館 1904 年）

然るに露國の政府は、國民の意思を代表して居りません、政府の處置は唯一部人士の意思を代表する
丈です、唯民は之に頼らしむべし、之をして知らしむべからずと云ふ主義であります、(pp. 51-52)

また、外国のみならず日本の前近代の政治体制についても、愚民解釈で批判的に引用されている。

○小柳司氣太講述『普通道徳新論』（成美堂・六合館 1902 年）

我國は、從來專政主義の國にして「民之に由らしむべし知らしむべからず」の主義なりしかば、一般
に柔順服従を尚ぶの弊として、依頼心を増長せしめ、商業なり、教育なり、凡べて之を政府の手に委
し、苟も其承認を経ざれば、人民は決して之を信じないと云ふ風である、(p. 181)

また、日本の前近代の法律や権利概念についても、批判的に使用されている。

○清水澄『憲法及行政法講義』（東京市教育會 1907 年）

専制時代には依らしむべし、知らしむべからずといふことを原則として居つた法を知らすと、いふ
と法律をくゞることを考へるから、法を知らせなかつたのである（中略）立憲政治の下に於ては、法
は之を知らしむることゝなし之を知らしめざれば適用せざる事にして居る即法の公布を以て適用の
條件として居る、(p. 125)

○柳本信俊『新刑法論』（柳本信俊 1911 年）

余輩竊かに案ずるに、國民の權利思想の如きは制度の如何によりて消長すべきものにして、若も民は
依らしむべく、知らしむべからずと謂ふが如き施政にては到底國民權利思想なるものゝ萌芽も見
ることなかるべし、(p. 169)

○伊藤博文述『伊藤侯演説集』（日報社 1899 年序）

所謂孔子が説いて居らるゝやうに由らしむべし知らしむべからずと云ふ仕掛方法であるが、憲法の政
治は成るべく國民に政治の利害得失を明に知らしむると云ふ仕掛方法である、(p. 265)

○大隈家編輯局編纂『國民教育 東京講演』（丁未出版社 1911 年）

概して日本には健全なる觀念が存在し、善良なる風習が成立つて居るが、其の良い風の下に得失長短
相半ばして居る。人を卑屈に流れしめて知ることを致さず、由らしむべく、知らしむべからずで民を
導き、唯だ國の權力に服従さへすれば宜いと思はせ、遂に人間の本能に戻つて獨立心を失つた國民を
作つた、かの人爲的の専制時代若しくは封建の壓力時代の思想が、まだ精力を有して現今の社會にも
存在してゐる。(p. 600)

○福澤諭吉『福澤全集 卷二』「學問のすゝめ 三編」（時事新報社 1898 年）

或人云く民はこれに由らしむ可しこれを知らしむ可からず世の中は目くら千人目あき千人なれば智
者上に在て諸民を支配し上の意に従はしめて可なりと此議論は孔子様の流儀なれども其實は大に非
なり（「學問のすゝめ」 p. 23）

『論語』泰伯篇「民可使由之、不可使知之」章の近代日本における解釈と引用とについて（杉山）

一方、この句が肯定的に引用されている例もある。たとえば児童教育については、以下のようにむしろ肯定的に捉えられている。ただし、この場合は「愚民」解釈ではなく一種の「民愚」解釈と言えるだろう。

○教育研究会編『小學校教員検定受験用 教育學講義』（六盟館 1911 年）

殊に幼弱なる兒童は自意を以て習慣の建設をなすこと能はざるを以て、絶対に教師の保護指導を受くるを要す、「知らしむべからず依らしむべし」とは此の時代の訓練要領なり。故に、教師は初めより兒童に向ひて絶対の従順を求めざるべからず。（p. 205）

○堺榮之助『初學年兒童の教授訓練』（育成會 1905 年）

教育は其初期に於ては先づ依らしむべし知らしむべからずの主義に基き、各行爲の模範を示し、其模倣心を利用して、一定の習慣を形成せざるべからず。（p. 135）

これらの引用例は、児童を愚かなままにしようとする意図ではなく、未発達な児童に対してはまず模倣からそれを習慣化させようとしたものである。これらは批判的に引用されておらず、「民愚解釈」での引用である。

このような肯定的引用もあるが、おおよそこの章が引用される場合には、上で紹介したように「愚民」解釈で批判的に引用されている例が多い。次節では、同一の人物がこの章を解説した場合と引用した場合との例を紹介する。

3. 大町桂月・渋沢栄一による注釈と引用と

『論語』についての著書もあり、かつ別の著作でこの章を引用している例を紹介しよう。大町桂月（1869-1925）は明治・大正時代の文学者・評論家である。彼は『論語』についての著作もあり、またこの章を引用した文章も書いている。そして興味深いことに、その両者でこの章の解釈が異なっている。まず、引用例を見てみよう。

○大町桂月『わが筆』（日高有隣堂 1905 年）

元來儒教の餘弊、民をして由らしむべし、知らしむべからずとて、啻に人民を愚にしたるのみならず、女子をも愚にし、深く室内にとぎして、卑屈無氣力、たゞ命これ奉ぜしむるやうにしたりしかど、これ日本女子本來の面目に非ず。（p. 111）

この文章は「女子の自叙伝」という文章の一節で、福田英子『妾の半生涯』について述べた部分である。ここで大町桂月は『論語』のこの句を引用して、儒教道徳が人民や女性を愚かなままにしたのであると述べている。これは愚民解釈での引用であると言えるだろう。

一方、『論語』の注釈において大町は以下のように解説している。

○大町桂月譯解『新譯 論語』（至誠堂 新譯漢文叢書 1912 年）

孔子の弟子三千人、これみな當年の秀才也。その秀才の中にて六藝に達せしものは、僅に七十二人に過ぎず。その七十二人の高弟の中にて眞に孔子の道を得たるものは、唯顏回一人のみ。その道の

難きこと斯くの如し。況んや天下一般の庶民に於てをや。孔子は士大夫に強ひらる。一般の庶民には難を求められず。一般の庶民は之を導いて道に就かしむべし。眞理を會得さるゝに越したることなけれども、徒に勞して功なきことなれば、知らすことは二の次にして可也。これ臭きものに蓋をするに非ず。愚夫愚婦に向つて、直に大乘を説くの愚をなされざる也。

世には、この章を誤解して、これ今の立憲政治を呪ふ舊思想なりと説くものあれど、これ飛んでもなき見當違ひ也。(pp. 280-281)

ここで大町は以下のように解釈する。すなわち「(道を得るのは) 難きこと斯くの如し」であるので、「一般の庶民には難を求められず」、ゆえに「眞理を會得さるゝに越したることなけれども、(中略) 知らすことは二の次にして可なり」と述べている。つまり、庶民に眞理を理解させるのは難しいので、知らせず導く方法を採用するのであると解釈している。このことから『新訳 論語』ではこの句の解釈としては「不可能」解釈を採用していると言える。

『わが筆』の出版は1905年(明治38年)、『新訳 論語』の出版は1912年(明治45年)7月であるので、大町が『新訳 論語』を執筆する際に、愚民解釈から不可能解釈に改めた可能性もある。しかしむしろ、引用する時と注釈する時とでその解釈が異なることがあるという方が自然なのではないだろうか。すなわち、『論語』の解釈は解釈として、その句をことわざのように引用する時には、本来の解釈を離れて引用することがあるのではないかと、ということである。

また、渋沢栄一(1840-1931)にも同じような例がある。

○渋沢栄一『實業訓』(成功雜誌社1910年)

此商賣人とか工業家とか云ふ者は、昔の制度、昔の風習からは、殆んど一人前の權利のない者の如く輕んぜられて居た、(中略)そこで此の國を治めると云ふ方の側のみで國事を取扱ふて、治められる側の者は、必ず國の事は論ずべきものでない、甚だしきは孔子の教に「民は是に由らしむべし、知らしむべからず」などゝ云ふ教がある、若し此の定義から云ふと、實業家は、全く土の中に加はらないのであるが、是は只だ、時代思潮の然らしむる處で、今日に於ては最早此の事はないが、(pp. 187-188)

周知のように、渋沢栄一は『論語』を愛読する実業家であった。ここで渋沢は、昔の幕府の制度においては庶民は國事に与ることはなかったという文脈で、批判的にこの句を引用している。一方、渋沢は『論語講義』では以下のように注釈している。

○渋沢栄一口話 尾立維孝筆述『論語講義 乾』(二松學舎出版部1925年)

三島中洲先生曰く。君子の政を爲し、命令を發し、法度を立つる。皆其の然らざるを得ざる所以の理由存せざるはなし。下民若し其理由を知れば、則ち之に従ひ易く。圓滑に政を施すことを得ん。聖人固より之を欲せざるにあらず。然れども下民は多衆且愚昧なれば、其理義を一々會得せしむること能はず。故に已むことを得ず。上の政令に従はしめ之に由らしむるのみ。(中略)聖人は固より人民盡く其理由を知らんことを欲すれども、其實行に至ては已むことを得ず。之に由らしむるに過ぎずと。先生の解説尤も妥當なるを覺ゆ。(p. 136)

『論語』泰伯篇「民可使由之、不可使知之」章の近代日本における解釈と引用とについて（杉山）

洪沢はこの講義で三島中洲（1831-1919）の説を引用して「下民は多衆且愚昧なれば、其理義を一々会得せしむること能はず」と述べており、それは「不可能」解釈であると言える⁹。ただし、洪沢の『論語講義』における説は本人のものとは限らず、訓詁注釈については筆述者の尾立維孝の手になるとされている¹⁰。しかしながら、この章の解釈については洪沢本人が別の著作で以下のように述べている。

○濂澤榮一『實驗論語處世談』（實業之世界社 1923 年）

これ けつ たん よ し 知らしむべし 知らしむべからずと云つたのではない。到底知らしむることが出来ぬ之は決して單に由らしむべし知らしむべからずと云つたのではない。到底知らしむることが出来ぬと云つたのである。（中略）それを世間の殊に近頃の君主制と民主制とに就いての差別に關して論ずる人々の中には、理想論からして此孔子の論を悪いものとし、民をして知らしめないで施政すると云ふことは、到底許すべからざることゝ、殆んど攻撃的に論じて居る人が多々あるのである。然し之は決して論語の此の章の正しい解釋と見ることは出来ぬ。（pp. 701-702）

洪沢榮一も、『論語』本文の意味としては「知らしむべからず」を「到底知らしむることが出来ぬと云つたのである」と「不可能」の意味で解釈している。そして、「民をして知らしめないで施政すると云ふことは、到底許すべからざること」などと言って攻撃することは、「論語の此の章の正しい解釈と見ることは出来ぬ」と述べ、愚民解釈を否定している。

ただしその一方で、上掲の『実業訓』で見たように過去の政治体制を批判する文脈では、洪沢本人もその句を「民愚」解釈（もしくは「愚民」解釈）で引用することもある。

ここで、ある書物の中の句の本来の解釈と、その句を引用する時の解釈という問題について述べておきたい。経書の引用について論じたものではないが、故事成語が本来の文脈を離れて異なる解釈で引用・使用されていくことについてはすでに指摘されている。湯浅邦弘『故事成語の誕生と変容』では、古典の中の句が「類書」に収録される際に本来の文脈から切り離されて収録され、テキストが変容することで、原義の拘束を離れて成語が誕生するのであると述べている¹¹。そして、それを「杞憂」「塞翁が馬」などの例を用いて論証している。

故事成語に限らず、出典を有する慣用的な表現がことわざのように引用される際に、本来の意味を離れて引用されることはありうるだろう。日本において「知らしむべからず」が愚民解釈として用いられることが多いのも、その一例ではないだろうか。

4. おわりに

以上に述べてきたように、近代日本においても『論語』の注釈書においては「民は之に由らしむべし、之を知らしむべからず」を愚民解釈で解説することはまれであったが、この句が引用される際には前近代的・反啓蒙主義的な態度を批判する慣用表現として、愚民解釈で引用されることが多いことが明らかとなった。そして、その状況は実は現在でも変わっていない。たとえば、以下のような引用である。

○松田隆利「独立合議制機関公害等調整委員会について」（公害等調整委員会事務局『公害等調整委員会 50 年史』2022 年）

しかし日本行政には後進国的な課題も多くあり、行政改革が進むとともに問題となりました。一番大きなものが、「知らしむべからず、由らしむべし」という非民主的な官僚行政体質でした。（p. 166）

○児玉龍彦「膵臓がんの治療とケア」(医歯薬出版株式会社『医学のあゆみ』289巻4号2024年) かつては医療の分野でも「由らしむべし, 知らしむべからず」(詳細は教えずに, 信頼させて従わせればよい) というパターンリズム的な考えがあった。(p. 294)

これらの例のように、この句は現代日本においても愚民解釈で批判的に引用されることがある。今後、この章のみならず、近代日本において『論語』がどのように受容され、注釈・引用されていったのかを調査・分析していきたい。

注)

- 1 金谷治『論語』(岩波文庫 1999年) p. 157。
- 2 吉川幸次郎『論語』(『吉川幸次郎全集 第4巻』筑摩書房 1969年) p. 241。
- 3 杉山一也『『論語』泰伯篇「民可使由之、不可使知之」の注釈時の解釈と引用時の解釈とについて』(『岐阜協立大学論集』第59巻第1号 2025年)。
- 4 丁四新「“民可使由之、不可使知之”問題検討と新解」(『東岳論叢』2020年第5期)。
- 5 日本における『論語』の受容史については、多くの先行研究がある。以下はその一部である。
林泰輔『論語年譜』(大倉書店 1916年、国書刊行会 1976年)。
大江文城『本邦四書訓点并に注解の史的的研究』(関書院 1935年)。
高田真治『論語講座第3 論語の文献・注釈書』(春陽堂 1937年)。
阿部隆一「室町以前邦人撰述論語孟子注釈書考(上)」(『斯道文庫論集』第2輯 1963年)。
阿部隆一「室町以前邦人撰述論語孟子注釈書考(下)」(『斯道文庫論集』第3輯 1964年)。
川瀬一馬「日本で論語がどのように読まれたか」(『大東急記念文庫文化講座講演録・論語』大東急記念文庫 1974年)。
呉美寧『日本論語訓詁史研究(上)訓点資料編(下)抄物編』(ジェイアンドシー 2006年)。
- 6 国立国会図書館デジタルコレクション <https://dl.ndl.go.jp/ja/> (2025年11月1日閲覧)。
- 7 その他、安井息軒『論語集説』(稲田左兵衛等 1872年)は鄭説を是として民愚説を採り、亀井南冥『論語語由』(桑林堂 1879年)は不可能説を採る。田村看山『論語講説』(田村看山 1889年)も不可能説を採るが、教育と政治とについて以下のような案語を書いているのは興味深い(原文は漢文。書き下しは筆者)。
愚案ずるに、我が師良齋翁 世を去ること既に三十有餘年なり。而して今や僻遠孤嶋と雖も、庠序学校の教へ有らざる莫し。然るに其の教へを為すや歐米の学にして、開明人知を主として孝悌忠信を顧みず、利を主として義を主とせず。又た君主の政權を執るを以て不可と為し、下民の政を議するを以て可と為し、是れ「自由民権」と称す。先生若し世に在らば、將に之を如何せんとするや。我之を知る能はざるなり。(第2巻63葉表)
- 8 同上(2025年10月6日閲覧)。
- 9 三島毅『論語講義』(明治出版社 1917年)に同様の説が見える。
- 10 笹倉一広「渋沢栄一『論語講義』の書誌学的考察」(『言語文化』48巻 2011年)
- 11 湯浅邦弘『故事成語の誕生と変容』(角川学芸出版 2010年)。